

先進事例 紹介

消防団マイスター制度について

愛知県 名古屋市消防局

1 はじめに

明治22年に市制が施行された名古屋市は、面積約326km²、人口約230万人の中部圏における最大の政令指定都市で、現在、16の行政区で構成されています。伊勢湾の湾奥部、さらに木曾三川を流域に持つ広大な濃尾平野の河口に位置し、日本のほぼ中央にあることで東西の結節点となっています。

市内では平成39年度の開業を目指すリニア中央新幹線の工事も始まっており、将来、所要時間約40分で東京と結ばれば人・モノ・情報の活発な交流により巨大都市圏が誕生することが期待されるなど、新旧の魅力あふれるまちづくりが進められています。

2 本市消防団の概要

昭和23年10月1日の「名古屋市消防団条例」公布当初から、本市の消防団は全国的にも珍しい多団制を導入しており、各小学校の通学区域ごとに消防団を設置しています。現在は、266の基本消防団を設置しており、平成29年4月1日現在、5,672名（定員6,820名）の消防団員が在籍しています。

平成10年からは女性消防団員の登用も開始し、当初は52名でスタートした後は増加の一途をたどり、現在は400名の方々が活躍しています。



機能別消防団（マイスター消防団、大学生消防団）発足式
～平成28年4月1日～

また、平成28年度には基本消防団を補完する機能別消防団として、名古屋市マイスター消防団並びに現役の大生で構成する名古屋市大学生消防団を発足したところです。

なお、本市消防団には区内消防団相互の連絡協力を目的として、区消防団連合会が行政区ごとに設置されています。

3 消防団マイスター制度の導入

消防団マイスター制度は、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、中川区消防団連合会が消防団の活性化策に係る独自の取り組みとして平成21年度に立ち上げたものです。

その後、平成25年の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、本市では平成26・27年度に「名古屋市消防団のあり方検討会」を設置し、消防団の処遇改善や活性化対策について検討を重ね、その結果、当該制度を全市的に展開すべきとの答申が出されました。

これにより平成27年度から全消防団にマイスター制度の導入を決定し、基本消防団員の中から「可搬式ポンプ」、「救急」及び「自主防」の3種類のマイスターを養成することとして、以下のカリキュラムにて教養を始めたところです。

区 分	教養項目（カリキュラム）
可搬式ポンプマイスター教養	講 話 諸元・性能・メンテナンス ポンプ運用（基本、応用）
救急マイスター教養 ※応急手当普及員講習修了者を対象	講 話 救命応急手当指導要領 AED取扱い方法・指導法
自主防マイスター教養	講 話 組 織 制 度 指 導 要 領

当面は、各消防団にマイスター消防団員を種類ごとに1名ずつを配置することを目指して養成を進めています。

教養は、専門的な知識の習得のみならず所属団員や地域住民への指導方法にも重点を置き、講師においては可搬式ポンプのメーカー担当者や応急手当研修センターの職員のほか、地元ラジオ局の現役アナウンサーによる「話し方講座」など多岐にわたっています。



可搬式ポンプマイスター教養



アナウンサーによる話し方講座

なお、各教養の修了者はマイスター章を着用することとし、当該団員の士気の向上を図っています。活動服に輝くマイスター章は団員間のみならず市民からも注目されており、マイスター消防団員として自信と誇りを持って活躍していただいています。



マイスター章 赤：可搬式ポンプ 白：救急 青：自主防

4 マイスター消防団の発足

平成28年度にはマイスター教養を修了した消防団員のみで構成されるマイスター消防団を本市の機能別消防団として発足させました。

現在、マイスター消防団員は所属消防団における団員教養や各消防団の管轄区域での住民への防災指導において中心的な立場で活動していますが、マイスター消防団を新たに発足させたことで、複数のマイスター消防団員が連携して活動する体制が構築され、訓練の形態に合わせた柔軟な対応が可能となりました。

今後はマイスター消防団の活動の充実強化に努めることで、消防団を中心とした地域防災活動のさらなる活性化を図っていきます。



可搬式ポンプマイスター団員の指導によるポンプ運用訓練



救急マイスター団員による市民指導要領の指導